

令和7年6月23日

（名称）但馬地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性**【豊岡市】**

豊岡市においては、幹線交通である鉄道および路線バスを基軸とし、コミュニティバスが支線となる形で公共交通機関が広がっている。

これらの公共交通については、車を運転できない高齢者や学生等を中心に、生活に必要な不可欠な交通として機能している。

しかしながら、人口減少や少子高齢化、車社会の進展により、路線バスやコミュニティバス等の公共交通を利用する者は年々減少を続けており、日常生活を送るうえで必要不可欠な地域公共交通の確保維持が極めて厳しい状況にある。

このため、地域公共交通確保維持事業により、地域住民、運行事業者、行政などの地域の関係者が適切な役割のもと、市内を運行する路線バスやコミュニティバス等の公共交通の維持活性化を図るとともに、過疎地域などの交通不便地域の移動手段を確保することが必要である。

【養父市】

養父市は、多くの谷筋に集落が散在する地形にあつて、人口減少と高齢化の進展が著しい現状にある。このような中で、住民の移動手段として自動車が生計の必需品となった今、公共交通機関であるバスの利用者は全体として減少傾向にあるが、高齢者や児童・生徒など自ら自動車を使用できない人の日常生活においては引き続き重要な移動手段として確保が求められている。

このため、市では合併後、旧町の取り組みを引き継ぐ形で維持してきたバス対策を、平成21年度養父市地域公共交通総合連携計画を活用して市内統一したサービスへと見直し、幹線は路線バス、路線バスの走らない地域にはコミュニティバス、それ以外の交通空白地には自家用有償運送というように、公共交通網のネットワーク整備を行ってきた。

この中で、自家用有償運送建屋線は、建屋地域周辺部の居住地や生活必需施設を連絡する近距離の区域であり、地域の移動手段としての役割を担っており、全但バス井坪線への接続により広域への移動も可能とするなど、全但バス路線を補完する欠かせない路線である。自家用有償運送宿南線においても対象者数が限定される地域であり、多くの利用者を期待できるところではないが、空白地の解消や買い物、通院などの生活の足の確保として、地域にとってその必要性は高い。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保、維持する必要がある。

【朝来市】

朝来市は、市域面積が約403K m²と広く、市の南北を走るJR播但線を中心に、路線バスとデマンド型乗合交通により、公共交通体系が形成されている。

自家用車を中心とした生活スタイルの浸透、少子・高齢化社会の到来により、公共交通の利用者は減少傾向であるが、自分で移動手段を持たない高齢者をはじめとする市民にとって、公共交通は日常生活に必要な交通手段である。

また、幹線交通としての鉄道や路線バス、地域内フィーダー路線としてのデマンド型乗合交通それぞれの役割を明確にし、市民の生活交通手段を確保、維持していくことが求められている。

令和5年12月、デマンド型乗合交通の導入と路線バスの再編を行うことを目的に策定した「朝来市地域公共交通網形成計画に基づいた第3次再編指針」に基づいて、公共交通網の再編を実行している。令和7年4月には市内全域でデマンド型乗合交通の導入が完了し、従来のコミュニティバスを廃止するとともに路線バスの再編を行っている。

今後も、費用や利用状況など評価基準に応じて評価・見直しを行い、地域の実情に応じた持続可能な交通手段の確保を図る。

【香美町】

地域住民にとって、バスは重要な公共交通機関であり、車を運転することができない高齢者や学生を中心に、日常生活に無くてはならない社会基盤であるが、加速する人口減少や高齢化などによるバス利用者の減少や自家用車の普及によるバス離れは、事業者の経営難、さらには路線休止を招くこととなった。

- 町は、① 休止路線を引き継いだ路線
② 住民要望による新たな路線

によるコミュニティバス（町民バス）の運行を行っているが、バス利用者の急激な増加が見込めない中で、町の財政負担の更なる増加が懸念されることから、令和2年10月より①路線において、運行主体、運行形態及び運行経路の一部見直しを行った。

これらとあわせ、利用者の増加による収支改善を図りながら、地域公共交通確保維持事業による支援を活用し、児童生徒の通学や高齢者の通院、日常の買い物など自家用車による移動が困難な地域住民の交通手段や交通不便地域の移動手段を確保する。

【新温泉町】

本町は、平成19年9月20日の町内全域での全但バスの5路線12系統（浜坂温泉線、居組線、田中線、久斗山線、ゆめぐりエクスプレス）の休止の申し入れにより、高齢者や障がいのある方、通勤・通学者など、自家用自動車での移動が困難な住民や来訪者等の交通手段の確保及び維持が重要な課題となったことから、町主体の自主運行バスを導入し、地域住民の生活交通に必要となる最低限度の移動手段を確保・維持することが必要となった。

職場や学校に通い、買い物や病院へ行くなどの社会生活を営むためには、安全・安心な交通手段が必要不可欠となる。とりわけ、高齢者や障がいのある方にとって、安全・安心な交通手段の確保は極めて重要である。さらに本町は、過疎地域であり高齢化が早く進んでいるため、交通手段の確保は大きな課題である。そして、その課題解決のためには、地域公共交通のバス路線（夢つばめ）を維持していくことが必要である。

本町では、平成19年に制定された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく、地域公共交通活性化・再生総合事業を活用して、平成20年度から3ヵ年計画で夢つばめの実証運行を実施した。この実証運行中に得られた利用実態データ及び住民からの意見等を元に、バス路線の評価・見直しを行い、高齢者の通院・買物、児童・生徒の通学、観光客の移動手段及び中心市街地への集客など、住民の移動手段を確保維持することで、地域の活性化を図ることを目的とした、より効果的な公共交通ネットワークの構築を図る。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【豊岡市】

コミュニティバス等の路線維持の考え方を次のとおりとする。

- ・最低運行回数：1日3往復以上
- ・最低需要基準：2人/回以上
- ・収支目標 収入：運賃収入 6,026 千円
国庫補助金 9,264 千円
支出：市負担 33,609 千円

【養父市】

宿南線、建屋線ともにデマンド運行とし、週3日、1日6便の確保を図る。

利用者数の目標は、これまでの実績や地域人口を踏まえ、宿南線、建屋線ともに計画運行回数の稼働率33.3%以上をめざすものである。

宿南線においては1,110千円を自治体が負担。建屋線は714千円を自治体が負担し、令和6年度は国から696千円の補助を受けている。また令和6年度の収入として宿南線は5千円、建屋線は258千円を計上している。年間の収入として宿南線は58千円、建屋線は282千円を目標とする。

【朝来市】

- ・路線バスとデマンド型乗合交通、鉄道とのダイヤ接続を重視し、利用促進を図る。
- ・公共交通は、「地域みんなで乗って守る」という意識の基に、利用促進を図る。
- ・各路線別に利用状況を整理し、評価基準に基づき定期的に見直しを実施し、効率的、効果的な運行を目指す。
- ・デマンド型乗合交通によりフィーダー系統の移動を確保し、**デマンド型乗合交通導入前**の路線バス**及びアコバス**の利用者数 **210,035** 人を維持するとともに、さらなる利用促進を図る。
- ・フィーダー系統の事業収支は費用総額 **128,605** 千円、収入 **2,379** 千円、補助額 **5,478** 千円、市の負担額 **120,748** 千円を見込んでいるが、効率的な運行及び利用促進により収支改善に努める。

【香美町】

- ・ 1. に記載の①による休止引継路線の収支率を20%以上
(直近年度実績：**11.57%**)
 - ・ 1. に記載の②による新規2路線の1便平均利用者数を2.0人超
(直近年度実績：**1.02**人)
- とする。
- ・ 1. に記載の路線においての収支、費用に係る国などの支出額についての目標は下記のとおりとする。
国・県：約10,000千円
町：約60,000千円

【新温泉町】

- ・フィーダー対象路線に係る収入を**10,099**千円以上、国からの支出を**3,898**千円以内、町の経常費用を**123,246**千円以内とする。
- ・現行10路線の維持
- ・最低運行回数：1日2往復（4便）以上
- ・料金体系の維持：上限300円
- ・1運行当たり輸送人員（計画に掲げる30系統）
 - ①久斗山線（8人以上）
 - ②三尾線（9人以上）
 - ③田井線（5人以上）
 - ④伊角線（9人以上）
 - ⑤照来循環線（16人以上）
 - ⑥海上線（7人以上）
 - ⑦八田線（9人以上）
 - ⑧浜坂温泉線（9人以上）
 - ⑨居組線（12人以上）

（2）事業の効果

【豊岡市】

日常生活に最低限必要な公共交通が維持されることにより、通院や買い物、通学などの移動手段が確保される。

また、地域住民、運行事業者、行政などの地域の関係者が適切な役割のもと、主体的・積極的に関わることにより、持続可能な地域の公共交通を維持することが出来る。

幹線と地域内フィーダー系統が連携することで、効率的な運行体系が構築され、自家用車などを持たない方の通学や通院、買い物などの生活に必要な移動手段を確保することができる。

【養父市】

宿南地区（人口 6 4 6 人）、建屋地区（人口 5 8 5 人）の両地区とも人口減少により絶対数が非常に少ない状況であり、利用者は高齢者に特化されると考えられる。両路線を維持することで、免許証の返納者などを利用者として確保しつつ、買い物、通院などの日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、路線バスまでの唯一の交通手段を確保し、交通空白地の解消に資することができる。

【朝来市】

- ・高齢者等をはじめとする市民の生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。
- ・定期的に評価基準による評価・見直しを実施することにより、地域の実情に応じた運行体系が構築される。

【香美町】

① 休止引継路線

A 村岡境線（申請番号 14（香美町-1）,15（香美町-2））

地域間幹線系統との接続により、地域住民の通院、通学及び買い物など日常生活に必要な移動手段を確保することができる。

B 長井線（申請番号 18,19,20,21（香美町-5～8））

J R 山陰本線との接続により、地域住民の通院や買い物など日常生活に必要な移動手段を確保することができる。中心市街地部分では、他路線とともに域内移動の円滑化にもつなげている。

C 香住市街地線（申請番号 22,23,24,25（香美町-9～12））

J R 山陰本線との接続により、地域住民の通院や買い物など日常生活に必要な移動手段を確保することができる。

② 新規路線

兎塚線（申請番号 16,17（香美町-3,4））

週 2 日運行であるが、地域間幹線系統との接続により、地域住民の通院や買い物など日常生活に必要な移動手段を確保することができる。また、主に同一小学校区内での運行となることから、域内住民の交流・外出促進効果にも期待する。

【新温泉町】

夢つばめを維持することにより、地域で生活する住民、とりわけ高齢者や障がいのある方、通勤・通学者の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。

また、地域を跨るバス路線や鉄道に連携することで、効率的な運行体系が実現でき、地域の活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【豊岡市】

- ・健康増進を兼ねた乗車運動（イナカーウォーキング）を実施。（コミュニティ組織）
- ・イナカーに乗車してコミュニティサロンに参加。（コミュニティ組織）
- ・GTFS データを作成し、オープンデータ化。乗り換え案内サイトの運営を行う事業者へも提供し、インターネット上での乗り換え検索を可能にした。（豊岡市）
- ・市ホームページへのダイヤ等の掲載を行い、情報発信を行っている。（豊岡市）
- ・車内アンケートの実施。（豊岡市）
- ・沿線住民との意見交換会を実施。（豊岡市、各区長会等）

【養父市】

宿南線、建屋線は、路線バスへつなぐ形でネットワークを形成しており、次の交通手段へスムーズな乗換ができるよう運行路線やダイヤ設定を行うことで利便性の向上に努める。また運行する沿線地域と連携し、地域広報誌への掲載等を通じて利用啓発を行う。

実施主体は、運行する地域の区長会で、養父市から運行委託して実施する。

【朝来市】 ・路線バス、デマンド型乗合交通、高速バス、JR等のダイヤと経路を掲載した朝来市の公共交通情報誌を作成し市内全戸に配布する。（朝来市） ・ケーブルテレビや広報誌などを用いて市民意識の醸成を図りながら、市民・行政・交通事業者の3者が一体となって、利用促進を図る。（朝来市） 【香美町】 ・鉄道や民間路線バスを含めた公共交通時刻表の全戸配布（香美町） ・利用方法等のリーフレット作成、説明会の実施（香美町） ・デマンド路線における予約の簡素化を目指した「利用者登録制度」の導入（香美町） ・地域のイベントにおけるバス周知を図る出展（全但バス） ・地域団体等へのバス周知を図る説明会の開催＜出前講座＞（香美町） ・高校生を対象とした交通結節点における乗り換え交通機関の周知及び案内（香美町） 【新温泉町】 ・各種公共交通機関とのダイヤ調整（新温泉町） ・夢つばめ時刻表（B3版）を作成し、全戸配布（新温泉町） ・夢つばめ時刻表を広報紙に掲載（新温泉町） ・沿線にある高等学校の生徒に対して、通学利用の啓発を実施（新温泉町）	4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1を添付	5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
【豊岡市】 負担者：豊岡市 負担額：全額 【養父市】 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る宿南路線及び建屋路線について、宿南線は年間1,110千円、建屋路線は年間1,410千円で市が各区長会に対し運行委託している。令和6年度の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の実績は1系統（建屋線）566千円であり、宿南線については運行実績が地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金交付要件の1便2人以上に満たなかったため、補助対象外となっている。 【朝来市】 負担者：朝来市 負担額：全額（128,605千円） 【香美町】 香美町から運行事業者への委託金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 【新温泉町】 負担者：新温泉町 負担額：全額	6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
【豊岡市】 ・利用者数や収支について沿線住民と意見交換会を実施（年1回） ・乗降実態調査による確認 ・利用者アンケート	

【養父市】 運行する地区の区長会より毎月実績報告を受け評価、測定を行う。 【朝来市】 ・利用者数や収支について、数値指標による評価を実施。 ・利用者アンケートの実施。 【香美町】 ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・OD調査 【新温泉町】 ・毎月の乗車実績、収入実績の精査 ・運行委託事業者との定期的な協議（ダイヤ改正、運行状況等） ・新温泉町交通政策研究会での利用実績報告、意見の聴取
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和7年6月23日 協議会開催（本計画の承認）
19. 利用者等の意見の反映状況
【豊岡市】 ・協議会に市民代表者が参画している。 ・車内アンケートを実施し、実際の利用者の意見を聞く機会を設けている。 ・定期的に沿線住民との意見交換会を開催し、利用者等の意見を聴取している。（R6年度の実施期間：R7. 1.14～R7. 1.22 市内69地区対象） 【養父市】 ○病院まで乗り換えなしで行けるようにならないかという意見がある。 →養父市の公共交通をネットワーク化して総合的に公共交通の維持確保を図っているため、現体系でお願いしたい。 ○路線バスのダイヤ改正が宿南線の乗り継ぎ時間に不適合が生じている。 →路線バスへの乗り継ぎをスムーズにさせるため、宿南線のダイヤ改正を平成24年7月1日に行った。チラシ等を配布し周知した。 ○路線バス乗り継ぎに当たって高齢者には国道の横断が危険であるため、路線バス寄宮停留所まで輸送して欲しいという要望がある。 →運転者の安全性から国道を横断することは避けたいとの意見もあり、継続的に検討することとした。 ○運転手の安全運行のための研修が必要。 →登録運転手の運転研修を平成25年度から実施した。 ○唐川・餅耕地線の運行について、利用者数が大きく減少している。利便性の確保も重要だが、利用状況から運行日数及び便数を考える必要があるのでは。 →地元区長会等の関係者と協議し、平成30年10月から週1日、1日2便の運行に変更した。

○唐川・餅耕地線について、現行路線の利用者が減少している中、需要の無い地区を廃止して、隣接する地区を路線に加えることはできないか。

→地元区長会等の関係者と協議し、令和3年8月からデマンド運行とし、週3日、1日6便の確保。

○宿南線の利用者が減少しているため、路線運行からデマンドに変更することで利用者確保を図りたい。

→令和7年10月よりデマンド運行とし、週3日、1日6便の確保をおこなう。

【朝来市】

・公共交通に関する市民ワークショップ、デマンド型乗合交通利用者アンケート等を通じて意見聴取を行っている。

・上記の取組み等により得られた市民の意見を基に、路線の再編、デマンド型乗合交通の運行内容の改善検討、各種公共交通の利用促進に取り組んでいる。

【香美町】

利用者からの要望による利便性向上対策として、警察協議が整った地区におけるフリー乗降区間の設置や停留所の新設（移設）、一部路線での増便、停留所での待合環境の改善、市街地循環運行の増強などを実施してきた。

また、令和2年10月からは一部路線を市町村運営有償運送への変更に加え、区域型運行とする地域を設けることにより運行の柔軟性を確保している。

今後は、運行見直し地区を重点にバス乗り込み調査、地区要望等による利用者意見の吸い上げや利用が低迷している路線の運行方法の検討など、更なる利便性向上に向けた小さな取り組みから次期運行見直し計画への反映までを視野に入れる。

【新温泉町】

・平成22年10月26日～11月9日、平成23年1月18日～1月31日の間に計26会場で実施した町民バス住民懇談会の意見を反映した路線の策定

・新温泉町交通政策研究会を設置し、住民参画による地域の実情に応じた適切な生活路線の確保を図る

・系統間での乗り継ぎ可能な運行ダイヤの変更

・保護者、学校の要望による児童・生徒の通学に合わせたダイヤの確保

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

（所 属）兵庫県土木部交通政策課

（氏 名）向井所 孝彰

（電 話）078-362-3884

（e-mail）Takaaki_Mukaijo@pref.hyogo.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

R9年度～計画期間最終年度については、R8年度事業から運行内容に変更がないため省略

申請 番号	市区町村名	運送予定者名	運行系統名等	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運行 回数	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
				起点	経由地	終点				運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
1	豊岡市	((株)メルティバス)	(1) 気比三原線 城崎温泉駅～三原	城崎温泉駅	気比	三原	往10.1km 復10.1km	293日	1261回	路線定期	① ②(1)	城崎温泉駅にて補助対象地域間幹線系統(全但バス・日和山豊岡病院線、日和山豊岡病院本線)ならびにJR山陰本線に接続	③
2			(2) 三方線(金谷線・知見観音寺線) 市役所日高庁舎～金谷	市役所日高庁舎	伊府・栗山	金谷	往16.2km 復16.2km	242日	726回	路線定期	① ②(1)	江原駅にて補助対象地域間幹線系統(全但バス・八鹿豊岡病院線、出石線)ならびにJR山陰本線に接続	③
3			(3) 三方線(金谷線・知見観音寺線) 市役所日高庁舎～金谷	市役所日高庁舎	伊府・栗山	知見	往14.3km 復14.3km	242日	242回	路線定期	① ②(1)	江原駅にて補助対象地域間幹線系統(全但バス・八鹿豊岡病院線、出石線)ならびにJR山陰本線に接続	③
4			(4) 八代線 市役所日高庁舎～小 河江	市役所日高庁舎	八代	小河江	往16.0km 復16.0km	242日	726回	路線定期	① ②(1)	国府前・江原駅にて補助対象地域間幹線系統(全但バス・八鹿豊岡病院線、出石線)ならびにJR山陰本線に接続	③
5		豊岡市 (全但バス(株))	(5) 河野辺線 合橋小～但東中・平 田～薬王寺	合橋小学校	河野・平田	薬王寺	往22.0km 復22.0km	293日	656回	路線定期	① ②(1)	出合バス停にて補助対象地域間幹線系統(全但バス・奥蔭出石線)に接続	③
6			(6) 河野辺線 出合～平田～薬王寺	出合	河野・平田	薬王寺	往19.0km 復19.0km	242日	242回	路線定期	① ②(1)	出合バス停にて補助対象地域間幹線系統(全但バス・奥蔭出石線)に接続	③
7			(7) 河野辺線 出合～平田・但東中 ～薬王寺	出合	河野・平田	薬王寺	往 km 復20.8km	242日	121回	路線定期	① ②(1)	出合バス停にて補助対象地域間幹線系統(全但バス・奥蔭出石線)に接続	③
8			(8) 河野辺線 合橋小～平田～薬王 寺	合橋小学校	河野・平田	薬王寺	往 km 復13.6km	242日	363回	路線定期	① ②(1)	出合バス停にて補助対象地域間幹線系統(全但バス・奥蔭出石線)に接続	③
9			(9) 河野辺線 合橋小～平田・小坂 ～薬王寺	合橋小学校	河野・平田	薬王寺	往 km 復19.9km	242日	121回	路線定期	① ②(1)	出合バス停にて補助対象地域間幹線系統(全但バス・奥蔭出石線)に接続	③
10	養父市	養父市	(1) 宿南線		宿南 地内		往 km 復 km	145日	870回	区域運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統・全但バス八鹿豊岡病院線に「香宮」停留所で接続	③
11			(2) 建屋線		建屋 地内		往 km 復 km	145日	870回	区域運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統・全但バス八鹿井の坪線に「井の坪」停留所・「建屋小学校」停留所で接続	③
12	朝来市	朝来市	(14) デマント型集合交通 (朝来エリア)	朝来エリア				291日	5,514回	区域運行	①	補助対象地域間幹線系統である全但バス山口線とJR新井駅で接続	③
13		朝来市	(15) デマント型集合交通 (和田山・山東エリア) (令和7年4月1日～)	和田山・ 山東 エリア				291日	13,785回	区域運行	①	補助対象地域間幹線系統である全但バス山口線と朝来医療センター及びJR和田山駅で接続	③
14	香美町	全但バス(株)	(1) 村岡病院山田境	村岡 病院	山田	境	往 21.5km 復 21.5km	296日	1028.0回	路線定期運行	①②(1)	・全但バス(株)の運行する補助対象地域間幹線系統「秋岡線」の停留所「村岡」「和田」を共有	③
15			(2) 村岡山田境	村岡	山田	境	往 20.8km 復 20.8km	244日	366.0回	路線定期運行	①②(1)	・全但バス(株)の運行する補助対象地域間幹線系統「秋岡線」の停留所「村岡」「和田」を共有	③
16			(3) 高坂殿町	高坂 区	村岡 病院	殿町	往 24.9km	93日	139.5回	路線定期運行	①②(1)	・全但バス(株)の運行する補助対象地域間幹線系統「秋岡線」の停留所「福岡ハチ北口」「大森」を共有	③
17			(4) 大糠高坂	大糠 上	殿町	高坂 区	往 26.9km	93日	93.0回	路線定期運行	①②(1)	・全但バス(株)の運行する補助対象地域間幹線系統「秋岡線」の停留所「福岡ハチ北口」「大森」を共有	③
18		香美町	(5) 岡見境	岡見 公園 下	応孝 寺口	境	往 13.3km	244日	122.0回	路線定期運行	②(1)	・JR山陰本線「香住駅」と接続	③
19			(6) 香住境	香住 駅	応孝 寺口	境	往 10.8km	244日	122.0回	路線定期運行	②(1)	・JR山陰本線「香住駅」と接続	③
20			(7) 岡見左岸境	岡見 公園 下	油良	境	往 17.0km 復 17.0km	244日	732.0回	路線定期運行	②(1)	・JR山陰本線「香住駅」と接続	③
21			(8) 香住左岸境	香住 駅	油良	境	往 14.5km 復 14.5km	244日	488.0回	路線定期運行	②(1)	・JR山陰本線「香住駅」と接続	③
22			(9) 香住市街地	香住 駅	香住病院 香住駅・下浜	香住 駅	往 11.4km 循環	244日	1220.0回	路線定期運行	②(1)	・JR山陰本線「香住駅」と接続	③
23			(10) 香住市街地循環	香住 駅	香住病院 香住駅・下浜 香住駅・香住 病院	香住 駅	往 19.0km 循環	244日	976.0回	路線定期運行	②(1)	・JR山陰本線「香住駅」と接続	③
24			(11) 香住市街地下浜	香住 駅	下浜・香住 香住病院 香住駅・下浜	香住 駅	往 15.2km 循環	244日	244.0回	路線定期運行	②(1)	・JR山陰本線「香住駅」と接続	③
25			(12) 香住市街地岡見	香住 駅	香住病院 香住駅	香住 駅	往 7.6km 循環	244日	488.0回	路線定期運行	②(1)	・JR山陰本線「香住駅」と接続	③
26			(1) 久斗山	久斗山	浜坂病院	浜坂B &G海 洋セン ター	往 15.2km 復 15.4km	244日	976.0回	路線定期運行	②(1)	JR山陰本線「浜坂駅」と接続	③
27			(2) 久斗山駅	久斗山	浜坂病院	浜坂駅	往 14.2km 復 14.4km	244日	366.0回	路線定期運行	②(1)	JR山陰本線「浜坂駅」と接続	③
28			(3) 三尾東小	三尾	浜坂東 小学校	浜坂B &G海 洋セン ター	往 12.6km	244日	122.0回	路線定期運行	②(1)	JR山陰本線「浜坂駅」と接続	③
29			(4) 三尾B&G	三尾	和田	浜坂B &G海 洋セン ター	復 14.5km	244日	205.0回	路線定期運行	②(1)	JR山陰本線「浜坂駅」と接続	③
30			(5) 循環A	浜坂駅	浜坂病院	浜坂駅	往 22.2km (循環)	244日	244.0回	路線定期運行	②(1)	JR山陰本線「浜坂駅」と接続	③
31			(6) 循環B	浜坂病院	三尾	浜坂駅	復 24.8km	244日	244.0回	路線定期運行	②(1)	JR山陰本線「浜坂駅」と接続	③
32			(7) 循環C	浜坂駅	浜坂病院	浜坂B &G海 洋セン ター	(循環) 復 22.4km	100日	100.0回	路線定期運行	②(1)	JR山陰本線「浜坂駅」と接続	③
33			(8) 循環D	浜坂病院	三尾	浜坂B &G海 洋セン ター	復 26.6km	244日	244.0回	路線定期運行	②(1)	JR山陰本線「浜坂駅」と接続	③
34			(9) 循環E①②	浜坂B &G海 洋セン ター	三尾	浜坂駅	往 21.5km (循環)	244日	388.0回	路線定期運行	②(1)	JR山陰本線「浜坂駅」と接続	③
35			(10) 田井こども病院	田井	浜坂こ ども園	浜坂病院	往 7.6km	244日	122.0回	路線定期運行	②(1)	JR山陰本線「浜坂駅」と接続	③
36			(11) 田井循環	浜坂駅	三尾	浜坂病院	(循環) 復 20.8km	244日	244.0回	路線定期運行	②(1)	JR山陰本線「浜坂駅」と接続	③
37			(12) 田井図書館①	図書館 前	新温泉 町役場	浜坂駅	往 1.9km	244日	122.0回	路線定期運行	②(1)	JR山陰本線「浜坂駅」と接続	③
38			(13) 田井図書館②	浜坂駅	浜坂こ ども園	田井	往 3.6km	244日	122.0回	路線定期運行	②(1)	JR山陰本線「浜坂駅」と接続	③
39			(14) 伊角	伊角下	出合	湯村温泉	往 9.1km	244日	122.0回	路線定期運行	②(1)	全但バス(株)の運行する地域間幹線バス系統の停留所「湯村温泉」を共有	③
40			(15) 伊角上	伊角上	出合	湯村温泉	往 9.3km	244日	366.0回	路線定期運行	②(1)	全但バス(株)の運行する地域間幹線バス系統の停留所「湯村温泉」を共有	③

	新温泉町	新温泉町				泉	復 9.3km		行	共有			
41		(16)	上照来循環	湯村温泉	切畑	湯村温泉	往 20.0km (循環)	365日	760.0回	路線定期運行	②(1)	全但バス線の運行する地域間幹線バス系統の停留所「湯村温泉」を共有	③
42		(17)	下照来循環	湯村温泉	切畑	湯村温泉	復 20.0km (循環)	365日	2067.0回	路線定期運行	②(1)	全但バス線の運行する地域間幹線バス系統の停留所「湯村温泉」を共有	③
43		(18)	海上	海上	八田コミセン	湯村温泉	往 11.8km 復 11.8km	244日	488.0回	路線定期運行	②(1)	全但バス線の運行する地域間幹線バス系統の停留所「湯村温泉」を共有	③
44		(19)	八田①	青下	田中	湯村温泉	往 13.9km 復 13.9km	365日	1488.5回	路線定期運行	②(1)	全但バス線の運行する地域間幹線バス系統の停留所「湯村温泉」を共有	③
45		(20)	浜坂湯村	浜坂駅	柳谷七釜温泉	湯村温泉	往 10.1km 復 10.1km	365日	1618.0回	路線定期運行	②(1)	全但バス線の運行する地域間幹線バス系統の停留所「湯村温泉」を共有	③
46		(21)	浜坂湯村病院	浜坂駅	浜坂病院	湯村温泉	往 11.3km 復 11.3km	365日	1632.0回	路線定期運行	②(1)	全但バス線の運行する地域間幹線バス系統の停留所「湯村温泉」を共有	③
47		(22)	浜坂高校	浜坂高校	浜坂駅	湯村温泉	往 11.1km 復 11.1km	365日	330.0回	路線定期運行	②(1)	全但バス線の運行する地域間幹線バス系統の停留所「湯村温泉」を共有	③
48		(23)	浜坂温泉支所	浜坂駅	湯村温泉	温泉総合支所	往 12.2km 復 12.2km	365日	610.0回	路線定期運行	②(1)	全但バス線の運行する地域間幹線バス系統の停留所「湯村温泉」を共有	③
49		(24)	浜坂温泉役場病院	浜坂高校	新温泉町役場	湯村温泉	往 12.6km 復 12.6km	365日	586.5回	路線定期運行	②(1)	全但バス線の運行する地域間幹線バス系統の停留所「湯村温泉」を共有	③
50		(25)	浜坂温泉役場	浜坂高校	新温泉町役場	湯村温泉	往 11.4km	365日	487.0回	路線定期運行	②(1)	全但バス線の運行する地域間幹線バス系統の停留所「湯村温泉」を共有	③
51		(26)	浜坂温泉ジオパーク	ジオパーク館	浜坂駅	湯村温泉	復 13.1km	365日	243.0回	路線定期運行	②(1)	全但バス線の運行する地域間幹線バス系統の停留所「湯村温泉」を共有	③
52		(27)	浜坂温泉ジオパーク支所	ジオパーク館	湯村温泉	温泉総合支所	往 14.6km	244日	182.5回	路線定期運行	②(1)	全但バス線の運行する地域間幹線バス系統の停留所「湯村温泉」を共有	③
53		(28)	居組病院	居組港	浜坂駅	浜坂病院	往 13.3km 復 13.3km	244日	610.0回	路線定期運行	②(1)	JR山陰本線「浜坂駅」と接続	③
54		(29)	居組浜坂港	居組港	浜坂港	浜坂駅	復 9.4km	244日	244.0回	路線定期運行	②(1)	JR山陰本線「浜坂駅」と接続	③
55		(30)	居組浜坂港病院	居組港	海水浴場	浜坂病院	往 13.8km 復 13.8km	244日	366.0回	路線定期運行	②(1)	JR山陰本線「浜坂駅」と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	豊岡市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	60,541
交通不便地域等	14,196

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
3,165	旧城崎町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第42条
4,165	旧竹野町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第42条
3,810	旧但東町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第42条
2,411	旧三方村	山村振興法第7条1項
645	旧八代村	山村振興法第7条1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
但馬地域公共交通計画	令和4年3月	-
豊岡市地域公共交通網形成計画	平成28年6月	-

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	養父市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	22,129
交通不便地域等	22,129

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
22,129	養父市	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
4,175	旧関宮村、旧熊次村、旧口大屋村、旧西谷村、旧建屋村	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
但馬地域公共交通計画	令和4年3月	-

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	朝来市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	28,989
交通不便地域等	16,413

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
13,854	生野・山東・朝来地域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
2,559	和田山地域一部(糸井地区)	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
朝来市地域公共交通網形成計画	令和2年3月	-
但馬地域公共交通計画	令和4年3月	-

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	香美町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	16,064
交通不便地域等	16,064

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
16,064	香美町全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
8,031	香美町村岡区、小代区の全域 香美町香住区の一部(奥佐津地区、長井地区、余部地区)	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
但馬地域公共交通計画	令和4年3月	-
但馬地域公共交通利便増進実施計画	令和5年4月	-

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	新温泉町
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	12,669
交通不便地域等	12,669

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
12,669	新温泉町全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
但馬地域公共交通計画	令和4年3月	-

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7にに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）